

国保連合会だより



NO. 28-2
平成28年 5月10日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎福祉医療費助成事業

1 保険医療機関等の請求事務に係る手数料の変更について

こども医療費、母子家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費助成事業の保険医療機関等の請求事務に係る手数料につきましては、静岡県と静岡県国保連合会との契約において、厚生労働大臣と静岡県国保連合会理事長との間で締結した原爆被爆者医療費の審査事務及び支払事務に関する委託契約に定める金額が準用されております。

このたび、原爆被爆者に係る事務の契約単価が改定されましたので、各医療費助成事業の保険医療機関等の請求事務に係る手数料が、次のとおり変更となります。

保険医療機関等の請求事務に係る手数料

変更前	変更後
1件につき 96円	1件につき 94円 (2円引下げ)

◎平成28年3月診療分として、国保連合会に平成28年4月に請求及び提出されたものから適用されます。(月遅れ請求分も含まれます。)